

提出議案の概要

【公安委員会】

【議案名】

乙第 29 号議案 沖縄県警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例

【議案提出の理由】

サイバー空間における対処能力の強化及び匿名・流動型犯罪グループに対する戦略的な取締りの強化を図るため、警察官の定員を改める必要がある。

【議案の概要】

- 1 警察官の定員を改める（第 2 条関係）
- 2 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。（附則）

【説明】

- 1 サイバー空間における対処能力の強化及び匿名・流動型犯罪グループに対する戦略的な取締りの強化を図るため、全国の地方警察官が 476 人増員されており、うち、7 人が沖縄県警察に配分された。
- 2 地方警察職員の定員は、警察法第 57 条第 2 項の規定により、条例で定めることとされていることから、条例に規定されている警察職員の定員を改める必要がある。

条例の現行			条例の改正案	
警察官	2,921人		警察官	2,928人(+7)
警察官以外の職員	311人		警察官以外の職員	311人
警察職員	3,232人		警察職員	3,239人(+7)

提出議案の概要

【公安委員会】

【議案名】

乙第 30 号議案 沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

【議案提出の理由】

自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部が改正され自動車の保管場所の位置等を表示する保管場所標章が廃止されたことに伴い、保管場所標章交付手数料を廃止する等の必要がある。

【議案の概要】

- 1 自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、規定を整理する。（第 3 条第 3 項関係）
- 2 質屋営業法に関する手数料の表を整理する。（別表第 4 関係）
- 3 保管場所標章に係る交付手数料及び再交付手数料を廃止する。（別表第 10 関係）
- 4 その他所要の改正を行う。（別表第 10 関係）
- 5 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、2 については公布の日から施行する。（附則第 1 項）

【説明】

1 保管場所標章関係

保管場所標章とは、自動車の保管場所を外形的に第三者に明らかにすることで、自動車の所有者に保管場所の確保を動機付け、その継続的な履行を確保することを目的に創設された制度であり、標章の表示が義務付けられている。令和 7 年 4 月 1 日から保管場所標章が廃止されることに伴い、表示義務がなくなる。



【保管場所標章】

2 質屋営業法に関する手数料関係

【現行】

手数料を徴収する事務	手数料の種類	手数料の額
質屋営業法第 2 条第 1 項並びに第 8 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づく質屋営業の許可又は同法第 4 条第 1 項及び第 8 条第 2 項の規定に基づく営業内容の変更に係る事務	質屋営業許可申請手数料	22,000円
	質屋営業所移転許可申請手数料	12,000円
	質屋管理者新設・変更許可申請手数料	5,700円
	質屋営業許可証書換え手数料	1,500円
	質屋営業許可証再交付手数料	1,300円

手数料を徴収する事務内容の細分化

【改正後の記載内容】

手数料を徴収する事務	手数料の種類	手数料の額
質屋営業法第 2 条第 1 項の規定に基づく質屋営業の許可に関する事務	質屋営業許可申請手数料	22,000円
質屋営業法第 4 条第 1 項の規定に基づく営業所の移転の許可に関する事務	質屋営業所移転許可申請手数料	12,000円
質屋営業法第 4 条第 1 項の規定に基づく管理者の新設又は変更の許可に関する事務	質屋管理者新設・変更許可申請手数料	5,700円
質屋営業法第 8 条第 2 項の規定に基づく同法第 4 条第 2 項の規定による届出に係る許可証の書換えに関する事務	質屋営業許可証書換え手数料	1,500円
質屋営業法第 8 条第 4 項の規定に基づく許可証の再交付に関する事務	質屋営業許可証再交付手数料	1,300円

提出議案の概要

【企画部】

【議案名】

乙第 31 号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について
(大東地区情報通信基盤整備工事 (第 2 期・陸上部))

【議案提出の理由】

大東地区情報通信基盤整備工事 (第 2 期・陸上部) の設計の一部変更に伴い契約金額を変更しようとするものである。

【議案の概要】

契約金額中「3,423,363,900 円」を「123,511,300 円」減額し、「3,299,852,600 円」に変更する。

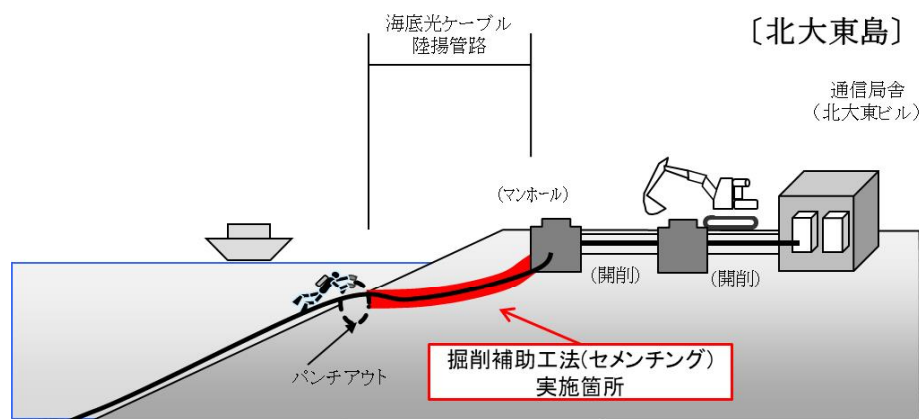
【説明】

本工事は、南大東島と北大東島を結ぶ高速大容量の中継伝送路 (海底光ケーブル等) の陸揚管路を整備するものである。

今回の変更は、海底光ケーブル陸揚管路敷設のための掘削において、実施した掘削補助工法 (セメンチング) の回数が現設計より減少したことから、工事の減額変更を行うものである。

- 1 契約金額 (変更前) 3,423,363,900 円
- 2 契約金額 (変更後) 3,299,852,600 円
- 3 契約の相手方 那覇市楚辺 1 丁目 14 番 16 号

西日本電信電話株式会社沖縄支店 支店長 古江健太郎



提出議案の概要

【土木建築部】

【議案名】

乙第 32 号議案 財産の取得について（空港用化学消防車（宮古空港・久米島空港））

【議案提出の理由】

宮古空港及び久米島空港に配備する空港用化学消防車の取得については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を必要とする。

【議案の概要】

- | | | | |
|---|---------|---|------------------------|
| 1 | 品 | 名 | 空港用化学消防車（10,000 リットル級） |
| 2 | 数 | 量 | 2 台 |
| 3 | 契 約 金 額 | | 462,000,000 円 |
| 4 | 契約の相手方 | | 帝國纖維株式会社 |

【説明】

現在、宮古空港及び久米島空港に配備されている空港用化学消防車が耐用年数を超過し、化学消防車本来の機能を果たすことが難しくなることから、当該消防車を廃棄等するとともに、航空局において定めた「空港等における消火救難体制の整備基準」に適合させるため、代替として 10,000 リットル級空港用化学消防車を購入する必要がある。

（参考写真）

10,000 リットル級空港用化学消防車（南大東空港 令和 3 年 7 月配備）



提出議案の概要

【商工労働部】

【議案名】

乙第 33 号議案 財産の処分について（うるま地区内賃貸工場）

【議案提出の理由】

当該建物を処分するには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を必要とする。

【議案の概要】

- 1 建物の所在地 うるま市勝連南風原 5192 番地 38
- 2 建物の種類 工場・事務所
- 3 処分予定価格 165,000,000 円
- 4 契約の相手方 北海道札幌市東区東雁来七条三丁目 1 番 3 号
日昭株式会社 代表取締役 渡邊征昭

【説明】

使用許可を得て当該財産に入居している企業に売り払う。



賃貸工場26号棟位置図
(国際物流拠点産業集積地域旧うるま地区)



提出議案の概要

【土木建築部】

【議案名】

乙第34号議案 車両損傷事故に関する和解等について

【議案提出の理由】

車両損傷事故について和解をし、及び損害賠償の額を定めるためには、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を必要とする。

【議案の概要】

- 1 事 故 名 県道真地久茂地線上のくぼみによる車両損傷事故
- 2 事故発生年月日 令和6年5月17日
- 3 事故発生場所 那覇市長田1丁目6番1号先県道真地久茂地線上
- 4 損害賠償額 163,040円

【説明】

- 1 令和6年5月17日午前10時30分頃、那覇市長田1丁目6番1号先県道真地久茂地線上に生じた道路のくぼみによって、走行中の車両が損傷した。
- 2 県は、本件事故について、道路の管理に瑕疵があったことを認め、本件事故による一切の損害賠償金として、相手方に163,040円を支払うことを内容とする和解をする必要がある。
- 3 過失割合 県：相手方＝10：0
- 4 位置図、現場写真及び車両損傷状況



提出議案の概要

【教育委員会】

【議案名】

乙第 35 号議案 損害賠償請求事件の和解等について

【議案提出の理由】

係争中の訴訟事件について和解をし、及び損害賠償の額を定めるためには、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により議会の議決を必要とする。

【議案の概要】

- 1 事 件 名 損害賠償請求事件(那覇地方裁判所令和 5 年(ワ)第 85 号)
- 2 事件発生年月日 令和 3 年 1 月 29 日
- 3 損 害 賠 償 額 82,000,000 円

【説明】

- 1 令和 3 年 1 月 29 日、沖縄県内の県立高等学校に在籍し空手部に所属していた生徒が自死行為に及び、同月 30 日に死亡した。
- 2 原告は、県を被告とする損害賠償請求事件令和 5 年(ワ)第 85 号を、令和 5 年 2 月 9 日付けで提起した。
- 3 当時、同校の教諭であった顧問の叱責等が自死に至った原因であり重過失があったとして、及び同校の校長と教頭は顧問の暴言等の不法行為を阻止するための措置を講じるべき安全配慮義務に違反したとして、原告は被告に対し 139,242,599 円の損害賠償を求めている。
- 4 那覇地方裁判所民事第 1 部から被告の沖縄県に対し、被告の原告に対する損害賠償金の支払義務を認め、これを支払うことを内容とする和解の勧告が、令和 6 年 12 月 27 日付けであったことを踏まえ、本件事件について、県が損害賠償金として 82,000,000 円を支払うことを内容とする和解をする必要がある。

提出議案の概要

【土木建築部】

【議案名】

乙第 36 号議案 損害賠償請求調停事件の調停について

【議案提出の理由】

係属中の調停事件について調停を成立させるためには、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により議会の議決を必要とする。

【議案の概要】

- 1 令和 3 年 5 月 27 日に本部港本部地区の上屋で発生した死亡事故の遺族が、公の営造物の管理に瑕疵があるとして、令和 6 年 1 月 31 日に沖縄県を相手方とする損害賠償請求調停事件（那覇簡易裁判所令和 6 年（ノ）第 15 号。以下「本件」という。）を那覇簡易裁判所に申し立てた。
- 2 令和 6 年 12 月 5 日、本件について、調停委員会から調停条項（案）が示されたことを踏まえ、次の事項を主な内容とする調停を成立させる必要がある。
 - (1) 県は、申立人らに対し、本件事故に基づく損害賠償債務として、3,600 万円の支払義務があることを認める。
 - (2) 県は、申立人らに対し、前項の金員を、令和 7 年 5 月 31 日限り、申立人ら代理人の指定する口座に振り込む方法により支払う。振込手数料は県の負担とする。
 - (3) 申立人らは、その余の請求を放棄する。
 - (4) 申立人ら及び県は、申立人らと県との間には、本件に関し、本調停条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
 - (5) 調停費用は各自の負担とする。

【説明】

令和 3 年 5 月 27 日、沖縄県が本部港本部地区内に設置した上屋において、左側扉が傾倒し、その下敷きとなって作業員 1 名が死亡した。



提出議案の概要

【教育委員会】

【議案名】

乙第 37 号議案 損害賠償の額の決定について

【議案提出の理由】

法律上県の義務に属する損害賠償額を定めるためには、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により議会の議決を必要とする。

【議案の概要】

- 1 事案概要 平成 30 年度から令和 4 年度までに退職した職員のうち 13 名について、退職手当を過少に支給したことにより、その差額分の支給遅れに伴う遅延損害金が生じた。
- 2 支払対象者 退職した職員等 13 名
- 3 損害賠償額 1,538,290 円

【説明】

経緯・概要

- 1 平成 30 年度から令和 4 年度までに退職した職員のうち 13 名について、退職手当の調整額を加えず本来支給すべき額よりも過少に支給していたことが令和 5 年度に判明し、令和 6 年 2 月までにその差額を支給した。
- 2 民法第 415 条においては、債務者がその本旨に従った履行をしないときは、債権者はこれによって生じた損害の賠償を請求することができるとされており、退職手当の支給日の翌日から差額を支給した日までの遅延損害金の請求がある。
- 3 債務者である県は、本来支給すべき額の支給に係る遅延について、民法第 419 条に基づく損害賠償として、総額 1,538,290 円を支払う必要がある。

○民法

第 415 条 債務者がその債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるときは、債権者は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、その債務の不履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして債務者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。～以下略

第 419 条 金銭の給付を目的とする債務の不履行については、その損害賠償の額は、債務者が遅滞の責任を負った最初の時点における法定利率によって定める。ただし、約定利率が法定利率を超えるときは、約定利率による。～以下略



提出議案の概要

【企業局】

【議案名】

乙第 38 号議案 損害賠償の額の決定について

【議案提出の理由】

水道事業の業務に関し法律上県の義務に属する損害賠償の額を定めるためには、地方自治法第 96 条第 1 項並びに地方公営企業法第 40 条第 2 項及び沖縄県公営企業の設置等に関する条例第 8 条の規定により議会の議決を必要とする。

【議案の概要】

- 1 事故名 導水管の布設工事のため稼働していた推進機が、地中の残置物に接触し操作不能となっていたところ、排水ポンプの停止により水没した事故
- 2 事故発生年月日 令和 4 年 4 月 17 日
- 3 事故発生場所 北谷町字砂辺 373 番地 7 地先北谷町道砂辺浜川境界線上
- 4 損害賠償額 3,512 万 5,000 円

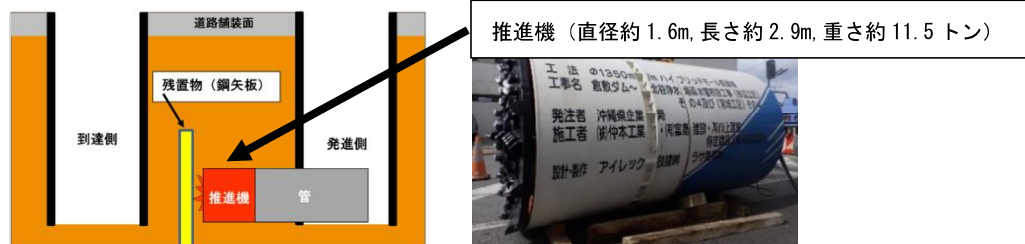
【説明】

1 事故の経緯・概要等

- (1) 企業局が発注した導水管布設工事において、令和 4 年 3 月 24 日、推進機（工事受注者がリースした建設機械）により掘削施工中に地中の残置物に接触して推進機が停止した。令和 4 年 4 月 17 日には、発電機が故障したことが原因で立坑内の排水ポンプが停止して推進機が水没し、推進機の回収及び返還が困難となった。
- (2) 工事受注者からリース会社に支払う推進機の損害額の負担について、企業局と工事受注者で意見に相違があることから、推進機の賃料が膨らむことを防止するため令和 5 年 3 月 31 日に暫定合意書を締結し、暫定的に企業局と工事受注者で損害額を折半して支払った。
- (3) 損害額の負担について、発注者である企業局（申請人）が負担すべきか、工事受注者（被申請人）が負担すべきかを争点として、沖縄県建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）の調停（申請日：令和 5 年 5 月 31 日）に付した。

2 損害賠償の額の決定について

令和 6 年 12 月 24 日、審査会から推進機の損害額に対し給付される保険金を控除した損害賠償額を双方で折半することを主な内容とする調停案が示された。



提出議案の概要

【総務部】

【議案名】

乙第 39 号議案 包括外部監査契約の締結について

【議案提出の理由】

包括外部監査契約の締結については、地方自治法第 252 条の 36 第 1 項の規定により議会の議決を必要とする。

【議案の概要】

- 1 契約の目的 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告
- 2 契約の期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
- 3 契約の金額 12,856,000 円を上限とする額
- 4 契約の相手方 弁護士 折井真人

【説明】

外部監査制度について

1 趣旨

地方公共団体の組織に属さない外部の専門的な知識を有する者による監査を導入することにより、地方公共団体の監査機能の専門性、独立性の強化を図るとともに、地方公共団体の監査機能に対する住民の信頼を高める。

2 外部監査契約を締結できる者

地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者で、原則として次に掲げる者。

①弁護士、②公認会計士、③会計検査等の監査の実務に精通している者

3 包括外部監査契約の締結

都道府県・指定都市・中核市の長は、毎会計年度、包括外部監査契約を速やかに一の者と締結。※連続して 4 回、同一の者と契約を締結してはならない。

契約の締結に当たっては、あらかじめ監査委員の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

提出議案の概要

【土木建築部】

【議案名】

乙第 40 号議案 流域下水道の建設事業執行に伴う負担金の徴収についての議決
内容の一部変更について

【議案提出の理由】

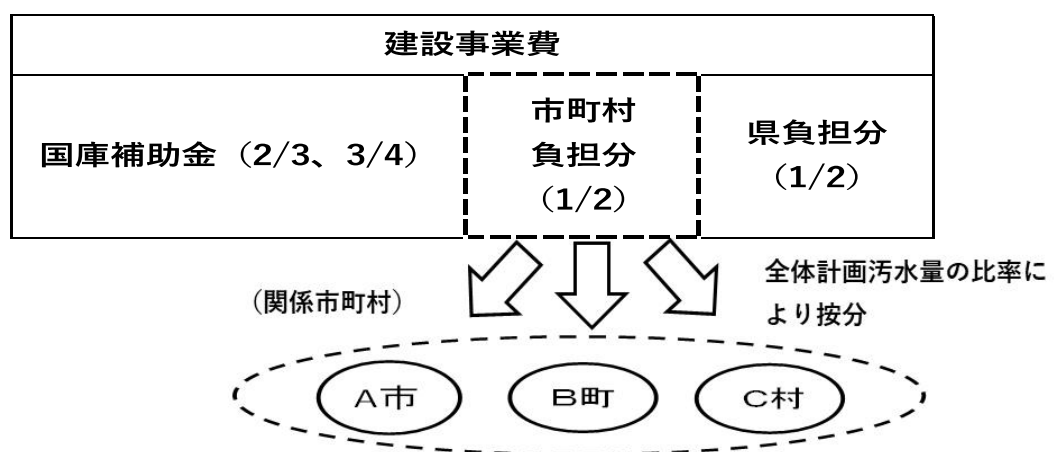
中部流域下水道全体計画、中城湾流域下水道全体計画及び中城湾南部流域下水道全体計画の見直しにより、関係市町村の建設負担金の負担率を変更するため、下水道法第 31 条の 2 第 2 項の規定により議会の議決を必要とする。

【議案の概要】

- 1 流域下水道事業においては、下水道法第 31 条の 2 第 1 項に基づき、関係市町村から建設負担金を徴収している。各市町村の負担額は、全体計画汚水量（日最大）の比率に基づく負担率により按分している。
- 2 令和 6 年度に中部流域下水道全体計画、中城湾流域下水道全体計画及び中城湾南部流域下水道全体計画の見直しを行い、それぞれの全体計画汚水量を変更することとなった。
- 3 これに伴い、関係市町村の負担率を変更する必要があることから、下水道法第 31 条の 2 第 2 項の規定により、議会の議決を求める。
- 4 議決を得た負担率については、令和 7 年 4 月 1 日より適用する。

【説明】

流域下水道の建設に要する経費のうち、処理区ごとの総事業費から国庫補助金を除いた額（地方負担額）の 2 分の 1 に全体計画汚水量（日最大）の比率に基づく負担率を乗じることにより負担額を算定し、徴収している。



提出議案の概要

【総務部】

【議案名】

乙第 41 号議案 副知事の選任について

【議案提出の理由】

副知事の選任については、地方自治法第 162 条の規定により議会の同意を得る必要がある。

【議案の概要】

副知事 1 人が令和 7 年 3 月 10 日に任期満了するので、その後任を選任するため、地方自治法第 162 条の規定により議会の同意を得る必要がある。

【説明】

地方自治法

〔副知事及び副市町村長の選任〕

第 162 条 副知事及び副市町村長は、普通地方公共団体の長が議会の同意を得てこれを選任する。

〔副知事及び副市町村長の職務〕

第 167 条 副知事及び副市町村長は、普通地方公共団体の長を補佐し、普通地方公共団体の長の命を受け政策及び企画をつかさどり、その補助機関である職員の担任する事務を監督し、別に定めるところにより、普通地方公共団体の長の職務を代理する。

提出議案の概要

【総務部】

【議案名】

乙第 42 号議案 沖縄県教育委員会教員長の任命について

【議案提出の理由】

教育委員会教育長が令和 7 年 3 月 31 日に任期満了するので、その後任を任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により、議会の同意を得る必要がある。

【議案の概要】

教育委員会教育長は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が議会の同意を得て、任命する。

【説明】

1 教育委員会教育長の職務

教育委員会教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する。

「会務を総理する」とは、教育委員会の会議を主宰し、教育委員会の権限に属するすべての事務をつかさどり、事務局の事務を統括し所属の職員を指揮監督することである。

2 沖縄県教育委員会教育長について（現行）

氏 名	発令期間	備 考
半嶺 満	R04. 04. 01～R07. 03. 31	任期満了

3 教育長の活動状況について

- (1) 教育長は、教育行政に係る重要事項を決定する教育委員会の会議を招集するほか、教育委員会から委任された事務を処理する。
- (2) また、県議会（本会議及び常任委員会）に出席し、議案等に関して説明を行うほか、教育委員会主催の各種式典・研修等における祝辞・挨拶、関係団体等からの要請への対応や教育現場の視察等を行う。
- (3) 知事と教育委員会を構成員とする「総合教育会議」においては、教育に関する「大綱」の策定に関すること、教育の条件整備など重点的に講ずべき施策等の協議・調整を行っている。

提出議案の概要

【総務部】

【議案名】

乙第 43 号議案 沖縄海区漁業調整委員会委員の任命について

【議案提出の理由】

海区漁業調整委員会委員 15 人が令和 7 年 3 月 31 日に任期満了するので、その後任を任命するため、漁業法第 138 条第 1 項の規定により議会の同意を得る必要がある。

【議案の概要】

- 1 海区漁業調整委員会委員は、漁業法第 138 条第 1 項の規定により、漁業に関する識見を有し、その所掌に属する事項に関し職務を適切に行うことができる者のうちから、都道府県知事が、議会の同意を得て、任命する。
- 2 都道府県知事は、上記の規定により委員を任命しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、漁業者、漁業者が組織する団体その他の関係者に対し候補者の推薦を求めるとともに、委員になろうとする者の募集をしなければならないこととされている。

【説明】

- 1 沖縄海区漁業調整委員会の役割

漁場秩序の維持、資源管理及び漁業生産力の発展のため、漁業権の免許等に係る申告や漁業調整のための漁業者等に対する指示等を行う。

- 2 沖縄海区漁業調整委員会委員について（現行）

区分	氏 名	発令期間	備 考
漁業者等委員	赤嶺 博之	R03.04.01～R07.03.31	任期満了
〃	池田 博（会長代理）	R03.04.01～R07.03.31	任期満了
〃	伊良波 宏紀	R03.04.01～R07.03.31	任期満了
〃	上原 亀一（会長）	R03.04.01～R07.03.31	任期満了
〃	大城 和夫	R03.04.01～R07.03.31	任期満了
〃	大嶺 嘉昭	R03.04.01～R07.03.31	任期満了
〃	当真 聡	R03.04.01～R07.03.31	任期満了
〃	八前 隆一	R03.04.01～R07.03.31	任期満了
〃	山内 得信	R03.04.01～R07.03.31	任期満了
学識経験委員	大谷 健太郎	R03.04.01～R07.03.31	任期満了
〃	新立 弘子	R03.04.01～R07.03.31	任期満了
〃	藤田 喜久	R03.04.01～R07.03.31	任期満了
〃	山川 彩子	R03.04.01～R07.03.31	任期満了
公益代表委員	天方 徹	R03.04.01～R07.03.31	任期満了
〃	城間 恒浩	R03.04.01～R07.03.31	任期満了

- 3 委員の活動状況について（令和 5 年度）

- (1) 委員会・・・・・・・・・・ 13回
- (2) 出張（会議等：会長）・・・・ 1 回
- (3) 出張（他海区との調整）・・ 2 回